

宇都宮市上下水道局広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告事業に関する基本的な考え方)

第2条 宇都宮市上下水道局（以下「局」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(業種又は業者の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (6) 宇都宮市の指名停止措置を受けているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- (2) 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの

(10) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの

(11) 虚偽，誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの

(広告内容の修正等)

第5条 管理者は，前2条に掲げる基準に基づき，広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし，審査の結果，当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは，その修正等を広告を掲載しようとする者に求めることができる。

2 広告を掲載しようとする者は，正当な理由がない場合は，前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか，広告事案の性質に応じて，広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は，別途作成するものとする。

附 則

この基準は，令和3年9月1日から適用する。